

令和3年5月12日

生徒及び保護者様

県立二俣川看護福祉高等学校長

学校感染症における出席停止の手続きについて

日ごろより、本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、法令に定められた学校感染症にお子様が悪化した際には、「出席停止」とし、授業は欠席扱いにはなりません。これまで出席停止の届出については、生徒手帳に記載押印により提出していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応の長期化も踏まえ、他の感染症と一括して扱うため、今年度より様式を統一し、以下のとおり、対応していただくこととしましたのでお願いします。

出席停止の手続きに際しては、学校感染症にかかり、その後治ったという「治癒証明書」の提出が必要になります。医療機関によっては「治癒証明書」の書式がないこともありますので、学校で定めた別紙1「学校感染症報告書」に、医療機関または保護者の方がご記入の上、提出いただいても、同様の扱いとします。なお、証明書等が提出されない場合には、出席停止の手続きができず、欠席になりますので、お気をつけください。

また、令和2年1月末に、感染症予防法の指定感染症となった「新型コロナウイルス感染症」に関しては、生徒を感染のリスクから守ることの必要性から、お子様が濃厚接触者となり自宅待機となった場合や罹患の疑いが生じ医療機関や保健所から自宅待機や自宅療養を指示された場合も、罹患した場合と同様、「出席停止」とします。別紙1「学校感染症報告書」を登校できるようになった際に、学級担任へご提出ください。

発熱や咳などの風邪症状が見られ、体調不良により自宅で静養した日や登校後にそのような症状が見られたため帰宅した日も欠席扱いにはなりませんので、速やかに学校へご連絡ください。学級担任から別紙2「感染症予防法指定感染症（コロナウイルス）報告用紙」を受け取り、必要事項を記入して提出してください。

問合せ先
生徒支援グループ 金澤
電話 (045) 391-6165